

ナース専科



<https://nurse-hoken.aeroentry.jp/>
Webからお申込みできます

ナース専科会員の皆さまへ

看護師賠償責任保険 のご案内

団体割引
20%適用^(注1)

この保険は株式会社エス・エム・エスが保険契約者となる団体契約です。ナース専科会員の看護師・看護学生^(注2)の方にお申込みいただけます。

(注2)この保険契約で補償の対象となるのは、看護師・准看護師・保健師・助産師の有資格者が行う看護業務のみです。資格を取得されていない看護学生の方は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。(詳細は3ページの「2. 保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。)

(注1)次頁の「掛け金」の欄のご注意をご参照ください

保険期間

2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時

お申込み方法

お申込みは、下記WEBサイトからお手続きください。

URL : <https://nurse-hoken.aeroentry.jp/nurse-liability>

(注)お申し込み後の各種連絡については、保険代理店エアロエントリーよりメールにて送信させて頂いております。指定ドメイン以外では受信しない等のメールフィルターを設定されている場合、ナース専科からのメール送信元ドメインinsurance@aeroentry.jpの追加をお願いいたします。

補償内容

補償内容	補償内容	支払限度額
補償内容	身体障害	1事故につき 保険期間中通算 5,000万円 1億5,000万円
	財物損壊 ^(注)	1事故につき 50万円
	人格権侵害	1名につき 1事故につき・保険期間中 50万円 100万円
	初期対応費用	1事故につき (うち身体障害についてのお見舞費用は、被害者1名あたり10万円が限度) 250万円

(注)財物損壊の支払限度額は、基本補償である身体障害の支払限度額に含まれます。(内枠払)

免責金額 (自己負担額)

なし

掛け金

補償開始日によって掛け金が異なりますので、ご注意ください。補償開始日は加入者が指定する日の午前0時(深夜)にスタートします。ただし、クレジットカード決済日が加入者の指定日の当日以降の場合は、クレジットカード決済日の翌日の午前0時(深夜)になります。団体保険制度運営費は、ご加入手続きにかかる事務全般にかかる費用として株式会社エス・エム・エスが徴収します。

補償開始日	補償終了日	掛け金
2026年4月1日	4月末日	1,580円
2026年5月1日	5月末日	1,470円
2026年6月1日	6月末日	1,360円
2026年7月1日	7月末日	1,250円
2026年8月1日	8月末日	1,140円
2026年9月1日	9月末日	2027年4月1日 午後4時 1,030円
2026年10月1日	10月末日	920円
2026年11月1日	11月末日	810円
2026年12月1日	12月末日	700円
2027年1月1日	1月末日	590円
2027年2月1日	2月末日	480円
2027年3月1日	3月末日	370円

1年間
1,580円

(内訳:保険料1,320円+
団体保険制度運営費260円)

(ご注意)

団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

特約

施設危険補償特約、初期対応費用補償特約、人格権侵害補償特約

掛け金 払込方法

掛け金はお申込み時に入力いただいたクレジットカードでのお支払いとなります。

自動継続の 取扱い

ご加入いただく補償期間(保険期間)は2027年4月1日までで、お申込人の範囲を満たすかぎり、その後も自動更新し継続して加入いただける自動継続契約です。次年度以降については、契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、保険期間1年で自動的に更新されます。

(ご注意)

※新規・継続を問わず、2026年度の補償期間(保険期間)は2027年4月1日までとなります。

※保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させて頂くことがあります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

・ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

・ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

団体保険契約者・制度運営

株式会社エス・エム・エス

〒105-0011
東京都港区芝公園 2-11-1 住友不動産芝公園タワー

取扱代理店

エアロエントリー株式会社

〒101-0031
東京都千代田区東神田 2-10-9 4F
TEL: 03-6661-9759 FAX: 03-6661-9760
受付時間 平日 10時～12時 13時～16時まで

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部 第四課

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

1. 商品の特長および加入資格

この保険は、看護職の方の看護業務に関わる賠償事故を補償する制度です。ご加入いただけるのはお申込人が以下に該当する場合に限ります。なお、この保険はお申込人と被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）が同一となります。

お申込人（記名被保険者）

ナース専科にご登録されている看護師・看護学生^(注)の方

(注)この保険契約で補償の対象となるのは、看護師・准看護師・保健師・助産師の有資格者が行う看護業務のみです。資格を取得されていない看護学生の方は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。(詳細は以下の「2. 保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。)

2. 保険金をお支払いする主な場合

(1) 基本補償

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が看護業務^(注)を行うことにより、他人の身体に障害が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見されたものに限ります。

(注)看護業務とは、以下の業務をさします。

- ① 保健師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する業務および同法第31条第2項の規定に基づいて行う同法第5条に規定する業務
- ② 助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法第3条に規定する業務および同法第31条第2項の規定に基づいて行う同法第5条に規定する業務
- ③ 看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法第5条に規定する業務
- ④ 准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法第6条に規定する業務

(2) 施設危険補償

次のいずれかに該当する事故が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見されたものに限ります。

- ① 被保険者が看護業務を遂行することによる他人の財物の滅失、破損または汚損
- ② 被保険者が看護業務を行う施設または設備の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の滅失、破損または汚損

(3) 人格権侵害補償

保険期間中に、看護師賠償責任保険および施設危険補償の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損
- ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

(4) 初期対応費用補償

保険期間中に、看護師賠償責任保険および施設危険補償の損害の原因と規定されている事由に起因する事故が発見された場合に、被保険者が緊急的な対応のために要した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する初期対応費用を、保険金としてお支払いします。

- ① 事故現場の保存に要する費用
- ② 事故現場の取片付けに要する費用
- ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用
- ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用
- ⑤ 事故が他人の身体の障害^(注1)である場合において、その身体の障害^(注1)について被保険者が支出する見舞金、見舞品購入または甲慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額であって、かつ1名につき10万円を限度とし、身体の障害^(注1)を被った者（以下「被害者」といいます。）が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付^(注2)を除きます。なお、原因となる事故の発見の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限ります。

上記①～⑤までの初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注3)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限ります。

(注1) 身体の障害 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付 名目を問いません。

(注3) 被保険者が現実に支出した費用 通常要する費用に限ります。

3. お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費用等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のため必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦ 初期対応費用	「2. 保険金をお支払いする主な場合」の「(4)初期対応費用補償」に記載のとおりです。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、初期対応費用補償でお支払いの対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

普通保険約款でお支払いしない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損または汚損)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(施設危険補償特約により一部補償の対象となります。)
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

等

看護師特別約款でお支払いしない主な場合

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備、または昇降機、自動車、航空機、船舶もしくは車両の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
⇒施設危険補償特約により一部補償の対象となります。
- 名誉毀(き)損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
⇒名誉毀(き)損については、人格権侵害補償特約により一部補償の対象となります。
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 保健師助産師看護師法の規定に違反して行った看護業務に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

等

施設危険補償特約でお支払いしない主な場合

- 施設の新築、修理、改築、取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機、昇降機、自動車(注1)または施設外における船舶・車両(注2)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、温度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくは溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢(いっ)出による損害
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害

等

(注1)自動車 原動機付自転車を含みます。

(注2)船舶・車両 自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

人格権侵害補償特約でお支払いしない主な場合

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(注)に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であると問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

等

(注)犯罪行為 過失犯を除きます。

初期対応費用補償特約でお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害等

- 見舞品、見舞金または弔慰金を受け取るべき者(注)の故意
- 保険契約者、被保険者または見舞品、見舞金もしくは弔慰金を受け取るべき者(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 見舞品、見舞金または弔慰金を受け取るべき者(注)と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- 被害者の心身喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

(注)見舞品、見舞金または(もしくは)弔慰金を受け取るべき者 被害者を含みます。

※ 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2015年10月1日

以降始期契約用

看護師賠償責任保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では看護師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

※WEBでの加入申込手続きは、この書面の受領を兼ねています。

※この書面を、ご加入後に加入者ページにて確認できます加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

※この保険は株式会社エス・エム・エスが保険契約者となる団体契約です。ナース専科会員の看護師・看護学生^(注)の方にお申込みいただけます。お申込みをいただいたナース専科会員を「申込人」といい、保険加入され、補償を受けられる方を「被保険者」といいます。

(注)この保険契約で補償の対象となるのは、看護師・准看護師・保育士・助産師の有資格者が行う看護業務のみです。

資格を取得されていない看護学生の方は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。(詳細は「看護師賠償責任保険のご案内」3ページの「2. 保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。)

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
看護師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 看護師特別約款 + 施設危険補償特約 + 初期対応費用補償特約 + 人格権侵害補償特約

(2)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
看護師賠償責任保険	お申込みページ ^(注) の「加入者名」に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)ナース専科ホームページ上のご加入の申込画面をいいます。書面でお申込みされる場合には、加入申込票(ご加入の申込みをするために提出する書類)をいいます。

■保険金をお支払いする主な場合

「看護師賠償責任保険のご案内」3ページの「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「看護師賠償責任保険のご案内」4ページの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「看護師賠償責任保険のご案内」5ページの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「看護師賠償責任保険のご案内」1ページの「掛け金」欄等をご確認ください。

(5)支払限度額等

「看護師賠償責任保険のご案内」1ページをご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、「看護師賠償責任保険のご案内」1ページの「掛け金」欄(内訳:保険料)にてご確認ください。

(注)お申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「看護師賠償責任保険のご案内」1ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**(2ページ)の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報の ご説明

ご加入に際してお申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—お申込みページ^(注)の記載上の注意事項）

特にご注意ください

お申込人（被保険者）には、ご加入時にお申込みページ^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

お申込みページ^(注)に記入された内容のうち、告知事項1、告知事項2は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、お申込みページ^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）ナース専科ホームページ上のご加入の申込画面をいいます。書面でお申込みされる場合には、加入申込票（ご加入の申込みをするために提出する書類）をいいます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生がお申込人（被保険者）の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入時にお申込みページに記載いただいた告知事項1、告知事項2の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく加入者ページからご変更を手続きください。

◇お申込みページに記載いただいたご住所の変更等の事項を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（「看護師賠償責任保険のご案内」1ページ記載）に補償を開始します。保険料は、「看護師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「看護師賠償責任保険のご案内」5ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は「看護師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により払い込んでください。「看護師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社

も加入しております。

- ・看護師賠償責任保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

8. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

「看護師賠償責任保険のご案内」2ページをご参照ください。

その他の ご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(2) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にナース専科加入者ページでご覧いただける加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(3) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

看護業務または施設に起因した事故を発見した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、下表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、下表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
（４）被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
（５）その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{（注1）}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^{（注2）}の確認を終えて保険金をお支払いします^{（注3）}。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 エアロエントリー株式会社
〒101-0031 東京都千代田区東神田2-10-9 4F
TEL:03-6661-9759 FAX:03-6661-9760

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

**「24 時間 365 日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」**

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

A25-101562 承認年月:2025 年 12 月